セントラルパーク構想　検討会設置要綱

（設置）

第１条　浜松城公園を中心とした区域一体の再整備計画を検討するにあたり、庁内検討組織として、関係課によるセントラルパーク構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、次の事項を所掌する。

（１）　浜松城公園を中心とした区域一体の再整備計画にかかる基本構想に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほかに浜松城公園を中心とした区域一体の再整備計画に関する事項。

（組織）

第３条　検討会は、会長、副会長及び別記１に掲げる職員によって構成する。

２　会長には花みどり担当部長を、副会長には都市整備部長をもって充てる。

（会長の職務）

第４条　会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会は、会長が招集し、議長となる。

２　検討会において、会長が必要があると認めたときは、外部専門委員に出席を求め、意見を聴くことができる。

（調整会議）

第６条　検討会の円滑かつ効率的な運営を図るため検討会に調整会議を置き、調整会議は事務局長及び別記２に掲げる職員によって構成する。

２　事務局長には緑政課長をもって充てる。

（事務局）

第７条　事務局は、緑政課に置く。

（任期）

第８条　任期は、平成２４年３月３１日までとする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか検討会に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

別記１（第３条第１項関係）

企画調整部長、財務部長、市民部長、文化振興担当部長、産業部長、土木部長、学校教育部長、中区長

別記２（第６条第１項関係）

企画課長、資産経営課長、ユニバーサル社会・男女共同参画推進課長、文化政策課長、生涯学習課長、文化財課長、美術館長、商業政策課長、観光交流課長、都市計画課長、土地政策課長、建築行政課長、公共建築課長、公園課長、公園管理事務所長、土木総務課長、南土木整備事務所長、教育総務課長、教育総務課担当課長、学校施設課長、中区振興課長